2011年9月29日

各　　位

住　　所　東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
会 社 名　芙蓉総合リース株式会社
代表者の役職氏名　代表取締役社長　佐藤　隆
（コード番号：8424　東証第1部）
問合せ先　広報ＩＲ室長　大久保滋幸
電話番号　０３－５２７５－８８９１

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2011年9月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）および当社執行役員に対し、下記の要領により、株式報酬型ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.　新株予約権を発行する理由

社外取締役を除く取締役および執行役員が当社の業績向上および株価上昇への意欲や士気を高めることにより、株主を重視した経営を一層推進することを目的とする。

2.　新株予約権に係る募集事項

(1)　新株予約権を割り当てる日
2011年10月14日（以下「割当日」という。）

(2)　新株予約権と引換えにする金銭の払込期日
2011年10月14日

(3)　新株予約権の払込金額の算定方法等
各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより計算される1株当たりのオプション価格に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
なお、新株予約権の割当対象者に対して、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額と同額の報酬を支給し、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することにより払込みを行う。

3.　新株予約権の割当てに関する事項

(1)　新株予約権の割当ての対象者
当社取締役（社外取締役を除く。）7名および当社執行役員16名の合計23名

(2)　新株予約権の割当ての内容

当社は、以下のとおり新株予約権を割り当てる。
取締役 7 名に対して　　419 個（上限）
執行役員 16 名に対して　　351 個（上限）

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称
芙蓉総合リース株式会社第 4 回新株予約権

(2) 新株予約権の総数
770 個
上記個数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類
当社普通株式

(4) 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権の目的である株式（以下「付与株式」という。）の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき 100 株とする。
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲内で必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、付与株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
2011 年 10 月 14 日から 2041 年 10 月 13 日まで（以下「行使可能期間」という。）

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(9)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10)　新株予約権の行使条件

①　新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の 1 年後応当日から 5 年間（以下「権利行使可能期間」という。）が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②　新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分は、当社取締役会の承認がある場合を除き、これを認めない。

③　当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使可能期間が満了するまでの間に新株予約権者が死亡した場合、下記④の契約に従い別途合意するところに従い、相続人において、新株予約権を行使することができる。

④　その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11)　新株予約権の取得事由

①　当社は、新株予約権者が上記(10)の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得する。

②　当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(ｲ)　当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ﾛ)　当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

(ﾊ)　当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(ﾆ)　当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ﾎ)　新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(12)　組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められることを条件とする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とし、再編行使価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使条件
上記(10)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
上記(7)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑨ 新株予約権の取得事由
上記(11)に準じて決定する。

(13) 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部（またはその時々における当該業務担当部署）

(14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
みずほコーポレート銀行大手町営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の継承支店）

(15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

以上